

令和 6 年 1 月 15 日開催

令和 5 年度

第 3 回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 **開催日時** 令和6年1月15日（月）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 **開催場所** 市役所議会棟 理事者控室
- 3 **出席者** いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員8名出席

(1) 審議会委員

鵜沼 理人
黒田 涼子
佐藤 信一
高沢 祐三
田中 みわ子
中尾 剛
服部 裕
宮下 朋子

(※欠席委員：荒川正勝、箱崎千枝子)

(2) 事務局職員

中村 寛 (総務課長)
本田 智志 (総務課課長補佐)
佐々木 洋和 (総務課文書係長)
佐藤 誠 (総務課文書係事務主任)

(3) 説明課

- ① 情報公開制度について（総務課）

4 **議事の概要**

(1) 会議の開催形式について

条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。

(2) 会議録の作成について

議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。

(3) 前回会議録（案）の承認について

令和５年度第２回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録について、事務局（案）のとおり承認された。

(4) 意見聴取事項の調査審議について

① 情報公開制度について

（説明課：総務課）

【主な意見等】

（見直しの必要性について）

委員：行政情報開示請求は想像がつきますが、個人情報の開示請求はどのような例がありますか。

説明課：自身の介護認定の状況についての請求などの例が多いです。また、市職員の採用試験結果の開示請求などもあります。

委員：請求件数が増加している一方で不開示件数も増えているようですが、どのような請求が不開示となるのでしょうか。

説明課：請求のあった内容に関する文書が存在しない場合には、開示することができないため不開示になる、といった場合が多いです。

（請求権者について）

委員：請求権者の拡大に伴い、悪意があると思われる請求がくるようになる可能性も考えられると思います。

説明課：当市では、現状としては具体的に想定していませんが、他の中核市に照会を行った結果の中で、複数部署にわたる内容の請求を行い開示にあたってすべての部署の職員の立ち合いを求めてきたケースや、請求を行ったにもかかわらず閲覧・交付を受けることなく、次々に別な請求を行ったケースなど、請求の目的が情報開示以外にあると思われる事例もあったとのことでした。

委員：請求権者を拡大することについて異議はありませんが、公開された情報が適切に扱われるかという点にも留意する必要があるのではないかと思います。

説明課：現行条例においても、「開示によって得た情報を条例の目的に即して適正に使用しなければならない」とする適正使用の規定があります。

委員：開示の際は必ず来庁することが必要なののでしょうか、郵送でも交付が可能なののでしょうか。

説明課：郵送による開示も可能となっております。

(手数料について)

委 員：いわき市ではデータでの交付も行っているのでしょうか。

説明課：いわき市の運用では、紙文書で保存しているものは紙での交付を原則としておりますが、データ保存している文書をＣＤに保存して交付することは可能です。

委 員：手数料の検討にあたっては、行政コストとの兼ね合いが重要だと考えております。現行制度では、閲覧による情報開示の場合は、実費負担もなく無料です。案件によっては用意する文書枚数も多くなり、職員が準備に多くの時間を割くことになります。紙の交付等の場合は実費分は徴収できますが、閲覧だけであれば実費分もなく無料となってしまいます。多大なコストをかけて処理したものを無料とすることが時代的にどうなのかと感じております。それが仕事だと言われればそれまでかもしれませんが、職員の仕事はそれだけではありませんし、ある程度負担を求めてもよいのではと思います。また、請求権者を拡大するのであれば、新たに増える請求権者には負担を求めるということでもよいかと思えます。

委 員：実際にどのくらいの行政負担が生じているのか見極める必要があるものと思えます。

説明課：令和４年度の請求件数と情報公開に係る歳入額から計算した場合、１件あたりの交付枚数は平均 25 枚から 30 枚程度になります。

委 員：一般市民目線で考えても受益者負担とする方が適当かと思えます。
先程、ＣＤで交付という説明がありましたが、開示された資料は２次利用しても構わないのでしょうか。

説明課：２次利用という点については、現在の制度では想定されていないものであり、請求者がその利用目的の中で利用することを想定しております。

委 員：例えば、開示された文書をＳＮＳに載せても構わないことになるのでしょうか。何らかの歯止めをかける方法も検討する必要があるかと思えます。

委 員：市民か市民以外かで区別するよりも、営利目的か営利目的以外かで区別する方がよいかもしれないと思えます。

委 員：法人であっても営利又は非営利の団体で区別することも考えられると思えます。

(権利濫用の防止について)

委 員：交付を受けた後どう利用するかについて、何でもありになってしまうのは、いかがなものかと思えます。例えば、戸籍謄本などはコピーするとわかるようになっていますが、そのような手法はどうでしょうか。

説明課：戸籍謄本に使用する用紙は特別なものを使用していますので、そのような用紙を使用することはコスト的に難しいと思われます。

委員：交付された文書をそのまま第三者に提供することを禁止（制限）する程度にとどめ、情報として利用するのは構わないというようなルールはあってもよいと思います。

委員：罰則を設けることはできないでしょうか。

説明課：開示できるものとして交付した文書等について、2次利用を禁止するという事例は、把握している範囲では聞いたことはありません。

委員：開示する文書は市の著作物ではないということになるのでしょうか。

説明課：著作物等については改めて確認し報告させていただきます。

（不開示情報・その他について）

委員：（金入り設計書の）情報提供について500万円以上を対象とするとのことですが、500万円未満のものはどのようなのでしょうか。

説明課：この設定につきましては、金額が高い工事の方がニーズが高いことや、少額の工事等まで含めると請求されないものまで公開することになり逆に手間が増えると考えられることなどから、そのあたりのバランスを考慮し500万円以上としたものであります。500万円未満の案件についてはこれまでどおり請求していただくことになります。

委員：制度見直しとなりますと条例改正が必要だと思いますが、いつ頃を想定されているのでしょうか。

説明課：審議会からの意見をいただいてからと考えておりますので、現時点では特に時期を定めてはおりません。

委員：パブリックコメントを行う場合には、市ホームページ等で公開して行うことになるのでしょうか。

説明課：そのように考えております。ホームページのほか、本庁舎及び各支所にも掲示されることになります。

5 その他

以上閉会